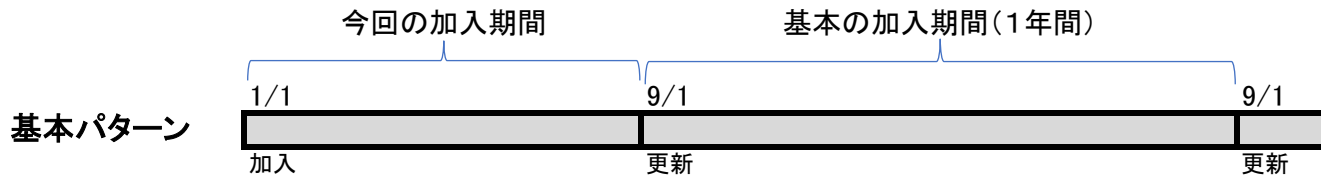


# 新公務員保険 異動・退職等で解約の取扱い

2025.12

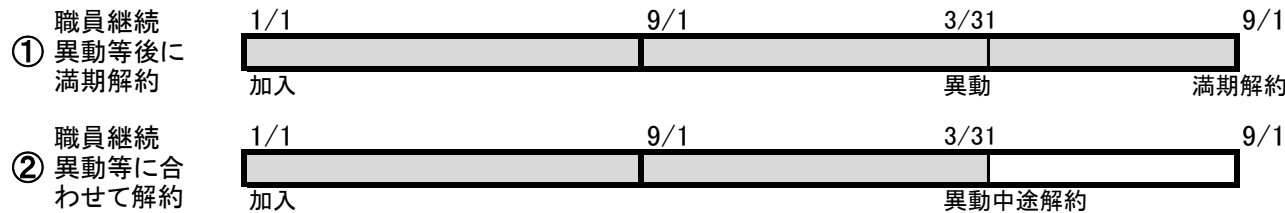
※特別な場合の新規加入以外に短期加入はない  
(QA11)



**手続き**

「QA」は、「新公務員保険Q&A」の回答を指しています

**【異動等で解約のケース】** ※ 職員継続…定年退職から再任用職員になる場合は下記の退職のケースとなる。



QA8: 本人がインターネットで手続き

QA9: 申出に基づき「解約依頼書兼返戻金振込口座指図書」用紙を送付・記入提出(葵総合保険へ)

※ 上記いずれの場合も「5年間の延長補償特約」がつかない。  
この特約は、保険期間に起因する訴訟については、期間終了後5年以内の提訴について補償される特約

**【退職で解約のケース】** ※ 退職…定年退職、再任用終了(退職)、任意退職がある

※定年退職で再任用をする、しないに関わらず解約する場合。任意退職も同じ。



QA10: 再任用をしない場合、申出に基づき生協が手続き  
QA13: 再任用をするが解約する場合、本人がインターネットで手続き

QA10・13: 再任用をする、しないに関わらず、申出に基づき「解約依頼書兼返戻金振込口座指図書」を送付・記入提出(葵総合保険へ)

※定年退職後、再任用期間も保険を継続し、再任用終了退職で解約する場合。



※継続の場合、継続手続きは不要(QA12)

QA15: 申出に基づき生協が手続き

QA15: 申出に基づき「解約依頼書兼返戻金振込口座指図書」用紙を送付・記入提出(葵総合保険へ)